

概要版



第二期

# 新城市こどもの未来応援事業計画

令和4年度



令和8年度



令和4年3月  
新城市

# 計画の策定にあたって

## 1 新都市の計画策定の背景と趣旨

貧困で困難を抱えている子どもの状況を把握し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、支援が確実に届く仕組みを作るため、新都市（以下「本市」という。）は、平成29年3月に「新都市こどもの未来応援事業計画」を策定しました。

第一期計画の推進において「子育て世代包括支援センター機能」の設置やセカンドブックスタート事業など、本市だからこそできるきめ細やかな取り組みを展開してきましたが、改善に至らなかった課題もいくつかでてきました。特に、最近では、新型コロナウイルス感染拡大により、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯の子どもが、生活や教育面で影響を受けている実態が全国的にも浮き彫りになり、子どもの貧困についての支援強化が求められています。

そこで、親から子への「貧困の連鎖」のリスクを軽減することを目的に、第一期計画を見直し、各種法律や大綱、社会動向を踏まえつつ、さらなる支援を図るための計画として、「第二期新都市こどもの未来応援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定します。



## 2 計画の位置づけ

第二期計画は、国や愛知県の関連する計画はもちろん、本市の上位計画である「第2次新都市総合計画」、子どもに関連する分野の個別計画である「新都市子ども・子育て支援事業計画」などとの整合を図り、本市における子どもに関する核心的な計画のひとつとして位置づけます。

「新都市子ども・子育て支援事業計画」が主に保護者の視点やニーズに重点を置いた計画であるのに対し、本計画は、より子どもに焦点を当て、潜在的なニーズを掘り起こし、子どもとその家庭のための包括的な支援を具体的に展開するためのものです。

## 3 計画の期間

計画の期間については令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新都市こどもの未来応援事業計画									
				第一期計画終了 第二期計画策定	第二期新都市こどもの未来応援事業計画				

## 4 子どもの貧困の定義

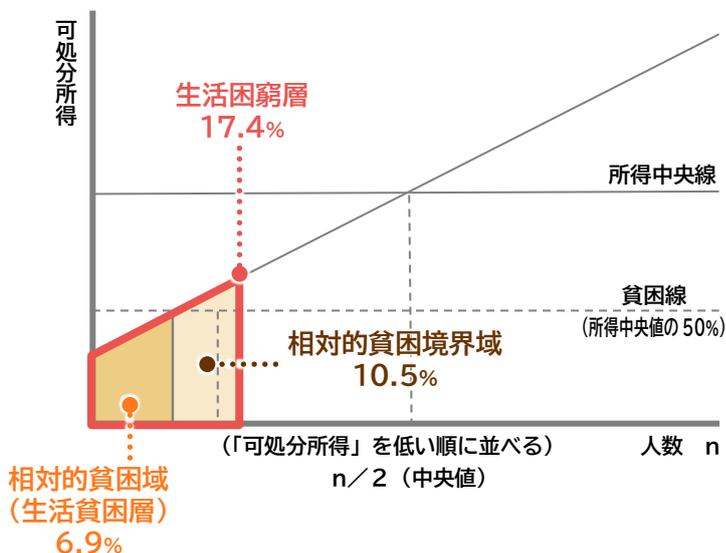
子どもの貧困とは「相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況」のことを言います。厚生労働省が発表した平成30年の日本の相対的貧困率は、全体で15.7%、子どもで14.0%となり、日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困にあります。特に、「子どもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は48.3%と、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率11.2%に比べて非常に高い水準にあります。

## 本市の子どもの健康・生活の状況

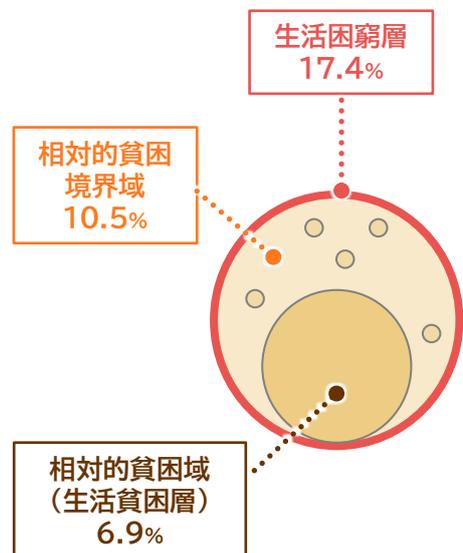
### 1 本市の生活貧困層と生活困窮層について

子育て世帯生活実態調査における世帯年収に関する回答から、国の定義に基づき、“貧困線”を算出し（本調査では137.5万円），“貧困線”以下の世帯年収の世帯を「相対的貧困域（生活貧困層）」と定義しています。また、「急な出費で家計のやりくりができない経験」、「債務が返済できない経験」、「ライフラインが止められた経験」、「世帯の総収入額が150万円未満」、「制度利用世帯（生活保護受給世帯）」の1つ以上に該当する世帯については、何かをきっかけに「相対的貧困域（生活貧困層）」に陥る高いリスクを抱えていることから、「相対的貧困境界域」にある世帯として市独自の設定をし、支援対象を広く捉えています。

〈生活貧困層と生活困窮層の関係〉



〈生活困窮層とは「困難さを抱える家庭」〉



# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

将来を担う子どもたちは地域の宝であり、かけがえのない大切な存在です。本市では、本市に暮らすすべての子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに暮らせる社会づくり、環境づくりを目指しています。

すべての子どもの健やかな育ちのため、貧困にある状況を家庭のみの問題とするのではなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、地域や関係機関等の社会全体で支援を講じていく必要があります。

第二期計画では、誰一人も取り残さない すべての子どもが健やかに育ち、育てられる地域共生社会が実現できるよう、下記の基本理念に基づく施策や事業に取り組みます。

### 【基本理念】

誰一人も取り残さない  
すべての子どもが健やかに  
育ち、育てられる地域共生社会の実現

## 2 課題

### 〔子どもの状況に関する分析からの課題〕

- 規則正しい生活のリズムができていない子どもの割合が増加していることから、正しい生活のリズムが身につくよう啓発していく必要があります。
- 生活困窮層で相談できる人について、「ネットで知り合った人」、「だれにも相談したくない」との回答が多くみられ、また、小学校5年生・中学校2年生ともに、スマホなどSNSのつながりを求めています。



### 〔保護者の状況に関する分析からの課題〕

- 親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の向上を目指し、家族内の子どもとのつながりを深めていくよう支援していく必要があります。
- 生活困窮層において、就学援助で学校にかかる経費をカバーできていない世帯があり、就学援助等の利用の促進など経済支援を充実していく必要があります。
- 保護者の自立と就労を支援するとともに、希望する人には収入の安定した正規雇用につなげる取組が必要です。
- 妊娠期からの子どもと保護者を取り巻く様々な機関などで、困難さを抱える家庭を早期に把握し、支援につなぐ切れ目のない仕組みが必要です。



### 3 計画を推進する重点的な取組（計画の体系）

今後5年間においては、4つの基本方針のもと重点的な取組を掲げ、計画を推進していきます。

[ 基本理念 ]

誰一人も取り残さない  
子どもが健やかに育ち、  
育てられる地域共生社会の実現

[ 基本方針 ]

基本方針1  
教育の支援

- (1) 学校等との連携の促進
- (2) 地域等での学習支援の促進
- (3) 子どもの進学を支援する取組の充実

基本方針2  
生活の安定に資するための支援

- (1) 子どもの居場所づくりの充実
- (2) 基本的な生活習慣の定着に向けた支援
- (3) 子どもの自立支援に向けた取組の推進
- (4) 家庭単位での包括的支援

基本方針3  
保護者に対する就労の支援

- (1) 生活困窮家庭等への就労支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 生活の安定を図るための支援の充実

基本方針4  
経済的支援

- (1) 子どもの生活に関する施策・制度の周知の充実
- (2) 子どもの貧困に関する意識啓発

[ 重点的な取組 ]

# 子どもの貧困対策の重点的な取組

## 基本方針1 教育の支援

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための学習環境や、生きる力を育むための学びの機会を提供することで、貧困の連鎖をなくし、子ども自身が持っている力を十分に発揮して自身の可能性を信じられるように、また将来の夢を抱けるようにします。

### 重点的な取組



#### (1) 学校等との連携の促進

支援の必要な子ども・家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、学校・地域・行政等が連携し、支援ならびに情報共有できる仕組みの構築を進めます。

#### (2) 地域等での学習支援の促進

体験活動は、子どもの成長の糧として、豊かな人間性、自ら学び・考える力などの生きる力を養うものとして期待されています。様々な体験活動の機会を提供し、子どもの体験不足の解消を図るとともに、自己肯定感の向上を推進します。

#### (3) 子どもの進学を支援する取組の充実

家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが等しく教育を受ける機会を確保するため、経済的理由により子どもが教育の機会を逸することのないよう教育費の負担の軽減や学習支援等を実施します。

## 基本方針2 生活の安定に資するための支援

地域のあらゆる社会資源を活かし、行政関係者、教育関係者、民間事業者、地域ボランティア等と協働して地域社会全体で子どもを見守る仕組みの強化を進めるとともに、現在の施策では隙間に陥ってしまう子どもと保護者のために、きめ細かな生活の支援の施策を推進します。

親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。



## 重点的な取組



### (1) 子どもの居場所づくりの充実

子どもたちが、放課後や学校休業日等を安心できる環境で過ごすことができる居場所の確保を図ります。子どもが社会的に孤立せず、心身ともに安定した毎日を過ごせるよう適切な遊びと生活の場を提供します。

### (2) 基本的な生活習慣の定着に向けた支援

子どもの健やかな成長を図るとともに、心身の健康な生活習慣の継続のための正しい知識や社会的スキルを身につけ、主体的に生涯にわたって健康づくり等を実践していける子どもを育みます。

### (3) 子どもの自立支援に向けた取組の推進

子どもたちの社会的自立に向け、キャリア教育や就業・就学に関する相談などの支援を実施します。

### (4) 家庭単位での包括的支援

子育て家庭の個別ニーズを把握しやすい本市の強みを活かし、妊娠期から子どもが18歳に達するまでの切れ目のない、一貫性と継続性をもった相談と支援を目指します。

## 基本方針3 保護者に対する就労の支援

生活の安定が図られるように、保護者に対する職業訓練や就業に関する相談、子どもへの教育や生活の支援と併せた就労支援を推進します。

## 重点的な取組



### (1) 生活困窮家庭等への就労支援の充実

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

### (2) 子育て支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、母親の心身のケアや育児サポート等、妊産婦の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを図ります。

### (3) 生活の安定を図るための支援の充実

生活困窮者のほか、ひとり親家庭、外国人などのうち支援を必要とする人に対して、生活の安定を図るため、専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

## 基本方針4 経済的支援

困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。

必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがないように、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」などを適宜行っていくとともに、関係機関における情報の共有、連携の促進を図っていきます。

### 重点的な取組

#### (1) 子どもの生活に関する施策・制度の周知の充実

就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

#### (2) 子どもの貧困に関する意識啓発

困難を抱える子ども・家庭へ支援制度の情報提供にあたっては、家庭状況に応じて効果的な周知方法を工夫するとともに、困難を抱える子ども・家庭の身近な支援者と行政や関係機関との連携やネットワーク化を図り、必要な支援情報が行き届きやすい体制を構築します。また、子どもの貧困を市民全体で取り組む機運を高めるための取組を進めます。

#### 注：「子ども」と「子供」の表記の混在について

新聞やマスコミ等の報道においては両方の表記が使われていますが、行政機関によっても表記が異なります。文部科学省は「子供」で表記し、厚生労働省は「子ども」で表記しています。本計画の文章中、各省庁所管の法令等の表記はそのまま使用していますが、それ以外の表記は「子ども」または「こども」で統一しています。

## 第二期新城市こどもの未来応援事業計画【概要版】

発行：新城市

編集：新城市 健康福祉部 こども未来課

発行年月：令和4年3月

〒441-1392

愛知県新城市字東入船 115 番地

電話：0536-23-7622（直通） FAX：0536-23-7699